

次第 6. 総則（クラブにおける育成支援、障害のある児童、防災及び防犯対策、要望及び苦情対応、支援員等の研修に関するもの）

## 6. クラブにおける育成支援に関するもの

### （1）登所時の支援について

ア 授業日は授業終了後に児童が速やかにクラブに登所するよう、保護者及び支援員等は、児童に指導する。

イ 土曜日等の授業のない日は登所時間を厳守し、保護者等は安全に児童に登所させる。

### （2）降所時の対応について

ア クラブからの児童の降所は、集団降所を原則とする。

イ 土曜日又は延長利用している場合は、保護者が児童を迎えに来ることを原則とする。

ウ 習い事等で降所した児童の再登所は原則これを認めない。

### （3）出欠席の把握について

ア 登所時は指導員等が、必ず児童の出欠確認を行うものとする。

イ 事前に欠席または遅刻の連絡がないにもかかわらず、児童がクラブに登所していない場合は、支援員等は保護者と連絡を取るなど速やかに状況を把握して、適切に対応する。

### （4）児童の健康管理について

ア 支援員等は、児童の心身の状態を把握し、静養又は気分転換が必要なときには適切に対応する。

イ 児童が体調不良やケガをした場合に備え、運営協議会はクラブに応急処置を行える程度の医薬品その他の医療品を備える。クラブはそれらを適切に管理する。

ウ 支援員等は、児童が病気又はケガをしたときは速やかに保護者と連絡をとる。

### （5）おやつの提供について

ア 発達過程にある児童の成長に合わせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつを適切に提供する。おやつの提供にあたっては、

補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。

イ 支援員等は、おやつを提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、児童が落ち着いて食を楽しめるようにする。

ウ 支援員等は、食物アレルギーのある利用児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等を事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供する。

## （６）事故やケガへの対応について

ア 不測の事故が発生した場合は、支援員等は利用児童の安全確保を最優先として、応急処置など迅速に対応する。また、事故の状況によっては、直ちにクラブの活動を中止する等の措置を行う。

イ クラブにおいて事故が発生した場合は保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

ウ クラブで事故が発生した場合は、運営協議会及び大和郡山市へ事故報告を行わなければならない。

## （７）損害賠償保険等の加入について

運営協議会は、児童及び支援員等を対象とした傷害保険及び損害賠償保険に加入する。

## （８）クラブだより・連絡帳について

ア 運営協議会は、クラブと協力してクラブだよりを定期的に発行し、保護者に配布するよう努める。

イ 支援員等は、日々の児童の様子や保護者への連絡に連絡帳を活用し、保護者との相互連絡を密にし、保護者との信頼関係を築くよう努める。

# 7. 障害のある児童に関するもの

## （１）障害のある児童の受入について

ア 障害のある児童については、地域社会で生活する平等の権利の教授と、包容・参加の考え方に立ち、児童同士が生活を通して共に成長できるよう、運営協議会及びクラブは、障害のある児童もクラブを利用する機会が確保されるための

適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努める。

イ 障害のある児童の受入に当たっては、支援員等は、児童又は保護者と面談の機会を持つなどして、児童の健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握する。

ウ 地域社会における障害のある児童の放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービス等と連携及び協力を図る。その際、放課後等デイサービス等と併行してクラブを利用している場合は、放課後等デイサービス等事業所と十分な連携を図り、協力できるような体制づくりを進めていくよう努める。

## （２）障害のある児童の育成支援について

ア 障害のある児童の特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくるよう努める。

イ 障害のある児童の育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障害について理解する。

ウ 障害のある児童の育成支援が適切に図られるように、個々の児童の状況に応じて環境に配慮するとともに、支援員等の配置、施設の整備及び改善等についても工夫する。

エ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）の理念に基づいて、障害のある児童への虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずる。

## 8. 防災及び防犯対策に関するもの

### （１）防災及び防犯対策について

ア 運営協議会は、大和郡山市との連携のもとに災害等の発生に備えて災害発生時の対応方法等について、適切な対応方法等を定め、各クラブと共通理解を図る。

イ 各クラブは、災害対応マニュアルを整備し、クラブ内に備えるものとする。

ウ クラブは、災害や緊急事態の発生に際して、利用する児童を安全に避難させることができるよう、避難訓練を行う。

エ 外部からの不審者等の侵入防止のための措置など不測の事態に備えて必要な対応を図る。

オ 大和郡山市や学校等関係機関と連携及び協力を図り、地域における児童の安

全確保及び安全点検に関する情報の共有に努める。

カ 災害等が発生した場合には、児童の安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。

キ 災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者及び学校と共有しておく。

## （２）登所及び降所時の安全確保について

ア 児童の登所及び降所の状況について、必要に応じて保護者又は学校と連絡を取り合って安全を確保する。

イ 保護者と協力して、地域組織又は関係機関等と連携した、安全確保のための見守り活動等の取組を行う。

## ９．要望及び苦情対応に関するもの

運営協議会及びクラブは、その提供した支援に関する児童の保護者等からの要望及び苦情に迅速かつ適切に対応するために、次に掲げる事項等、必要な措置を講じなければならない。

ア 要望及び苦情受付窓口の設置

イ 運営協議会及びクラブの苦情対応の手順

ウ 保護者、支援員等への要望及び苦情受付窓口の周知

## 10．支援員等の研修に関するもの

運営協議会は、支援員等の資質向上、専門性を高めるため、支援員等の研修を行うものとする。また、支援員等は自己研鑽に励むものとする。

### （１）研修機会の保障

ア 運営協議会は、様々な機会を活用して研修を実施することにより、支援員等の資質向上を図るよう努めなければならない。

イ 運営協議会は、支援員の資質を向上させるため、また、区域内におけるクラブの適切な運営を確保するため、積極的に研鑽の機会を与える。

### （２）研修内容

ア 児童に関する専門的なことや、各支援員等の日常業務での疑問を解決できるような内容のものとする。

イ 運営協議会は、支援員等の受講希望等を聞き、経験年数や支援の実態に則した研修設定を行う。

ウ 研修受講者は、運営協議会及びクラブに受講報告を行う。

### (3) 注意事項

運営協議会は、参加者が同じクラブの支援員に偏らないよう配慮する。また、クラブ運営の支障にならないよう注意する。